

“いつか”に備えて今から始める

参加無料

終活・相続セミナー & 個別相談会

御自身や親御さんのこと「まだまだ先のことから」「相続手続は急がなくていいから」と思われるかもしれませんが、令和6年4月1日から相続登記が義務化され3年以内に登記しなければなりません（過去に発生している相続登記も対象です。）。

また、元気な今だからこそできることがあります。本セミナーを通して、将来のことや今やるべきことについて、一緒に考えてみませんか？

このようなお悩みありませんか？

- ☐ 土地や建物の名義変更はどうするの？
- ☐ 相続が争族（争う家族）とならないためには？
- ☐ 名義が祖父（又は曾祖父）のままの土地がある。
- ☐ 遺言書は残した方がいいの？
- ☐ 認知症リスクへの備えはどうすればいいの？



日時 令和7年11月13日（木） 13：30～

場所 中島村生涯学習センター輝ら里

【講演会】13:30～15:00 『終活・相続に必要な手続について』

講師：福島地方法務局白河支局 支局長 佐藤 義治 氏

【司法書士による個別相談会】15:00～17:00 予約制 30分まで

※先着8名

相談担当：司法書士 小針 啓幸 氏



➤ 相談予約は、下記電話番号に電話で予約してください。

➤ 講演会の参加予約は不要です。

（ご予約・お問合せ）

税 務 課

TEL 0248-52-3481

主催 中島村・福島県司法書士会